

# 大学院修士段階における「授業料後払い制度」について

2024（令和6）年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）における「授業料後払い制度」が導入されます。平成国際大学大学院では、**2025（令和7）年4月入学生から**を対象に本制度を導入いたします。

## ○制度の概要

経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないように、在学中の授業料は国が立て替え、修了後の所得に応じて、「後払い」する仕組みです。

- ・授業料は、日本学生支援機構から大学に直接支払われます。
- ・後払いできる授業料の上限額は、年776,000円です。（本学の場合、授業料500,000円が上限となります）
- ・日本学生支援機構「第一種奨学金（無利子の貸与奨学金）」の一形態です。
- ・機関保証への加入が必須です。
- ・本制度と併せて「生活費奨学金」として月額2万円または4万円（選択可）の貸与を受けることができます。※生活費奨学金のみの貸与はできません。

## ○対象者

下記①～③のすべてに該当する者。

①2025（令和7）年度以降に大学院修士課程に進学した者

②日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の申請資格、家計基準及び学業成績基準を満たす者 ※日本学生支援機構公式HPよりご確認ください。

③過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

◆外国人学生においては、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在（条件あり）」のいずれかに該当する者（「留学」「特定活動」等の場合は申請不可）

## ○申請の流れ

- （1）上記対象者に該当し、入学手続きに含まれる授業料の支払い猶予を希望する方は、「授業料後払い制度」希望申請書（兼 授業料納付猶予申請書）を大学へ提出いただきます。
- （2）入試の結果、合格した方には、合格通知書とともに猶予の対象となる授業料を差し引いた振込依頼書を送付します。本学への入学を希望する場合、期日までにお振込みください。
- （3）入学後、日本学生支援機構に対し、「授業料後払い制度」の申請を行います。詳細は別途ご案内します。

### < 申請期限 >

【A 日程入試受験者】 令和6年9月17日（火）必着

【B 日程入試受験者】 令和7年1月21日（火）必着

### < 提出先（郵送） >

〒347-8504 埼玉県加須市水深大立野2000  
平成国際大学 教務課（大学院担当）

## ○注意事項

- ・今回の申請は、大学に対し、授業料納付の猶予を希望するものとなります。
- 「授業料後払い制度」の申請は、大学院入学後に、本学学生課を通じて日本学生支援機構へ正式に申請する必要があります。
- ・日本学生支援機構へ申請後、不採用となった場合は、大学が別途指定する期限までに猶予された授業料全額を支払う必要があります。
- ・後払いできるのは「授業料」のみであり、それ以外の入学金や施設設備費等、その他大学から別途請求する費用については入学手続期間内に納入してください。
- ・保証料の支払い（機関保証加入）が必須であり、授業料及び生活費奨学金に、保証料も含めた金額を後払いいただくことになります。
- ・本制度を利用する場合、第一種奨学金を利用することはできませんが、第二種奨学金（有利子）の貸与は可能です。
- ・返還方法は「所得連動返還方式」のみです。（「定額返還方式」は選べません）